

現場代理人の取扱いの改正について

現場代理人の兼務について、取扱いを一部改正しますのでお知らせします。

1 現場代理人の資格要件

- (1) 受注者と直接的な雇用関係があること。
- (2) 建設業法第7条第2号又は同法第15条第2号の規定による営業所技術者等（以下「営業所専任技術者等」という。）ではないこと。

ただし、監理技術者制度運用マニュアル（令和7年1月28日国不建技第147号。以下「運用マニュアル」という。）における「二-二 監理技術者等の設置（5）営業所技術者等と主任技術者又は監理技術者との関係②」と同等の要件を満たす場合を除くものとする。

2 現場代理人の兼務を認める工事の要件について

- (1) 個別要件（いずれかを満たすこと）
 - ア 密接な関係にある2以上の工事を同一の場所又は近接した場所（50m以内の区域）で施工する場合（監理技術者の場合は適用しない。）
 - イ 建設業法施行令第27条第2項で主任技術者の兼務が認められる工事契約である場合
 - ウ 運用マニュアルにおける「三 監理技術者等の工事現場における専任（2）主任技術者又は監理技術者の専任配置の特例①」に規定する専任特例1号と同等の要件を満たす場合
 - エ 以下の要件をいずれも満たす場合
 - (ア) 兼務する工事が2件以内で、いずれも工事現場が市内であること。
 - (イ) それぞれの契約金額が4,500万円（建築一式工事は9,000万円）未満であること。
- (2) 共通要件（全て満たすこと）
 - ア 兼務する工事契約が異なる発注機関である場合は、他の発注機関が兼務を了承していること。
 - イ 発注者と常に連絡が取れる体制を確保すること（携帯電話や連絡責任者の配置等）。
 - ウ 兼務するいずれかの工事現場に常駐すること。
 - エ 設計図書に現場代理人の兼務を認めない旨の記載がないこと。

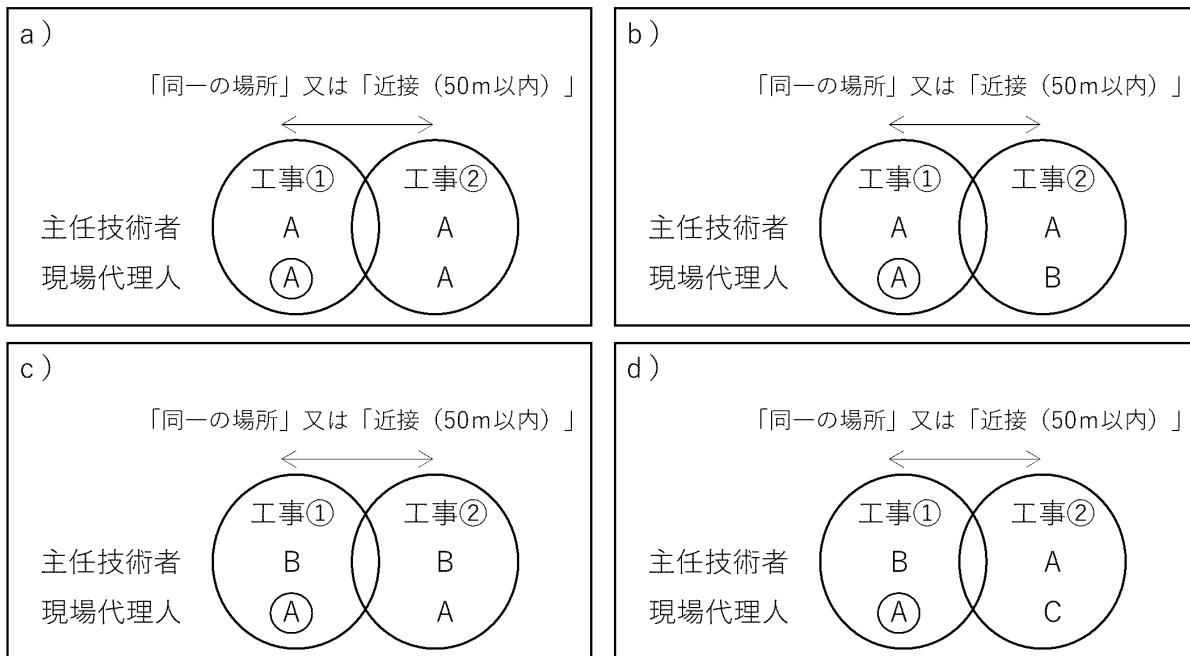
3 適用基準日

令和8年4月1日から適用する。

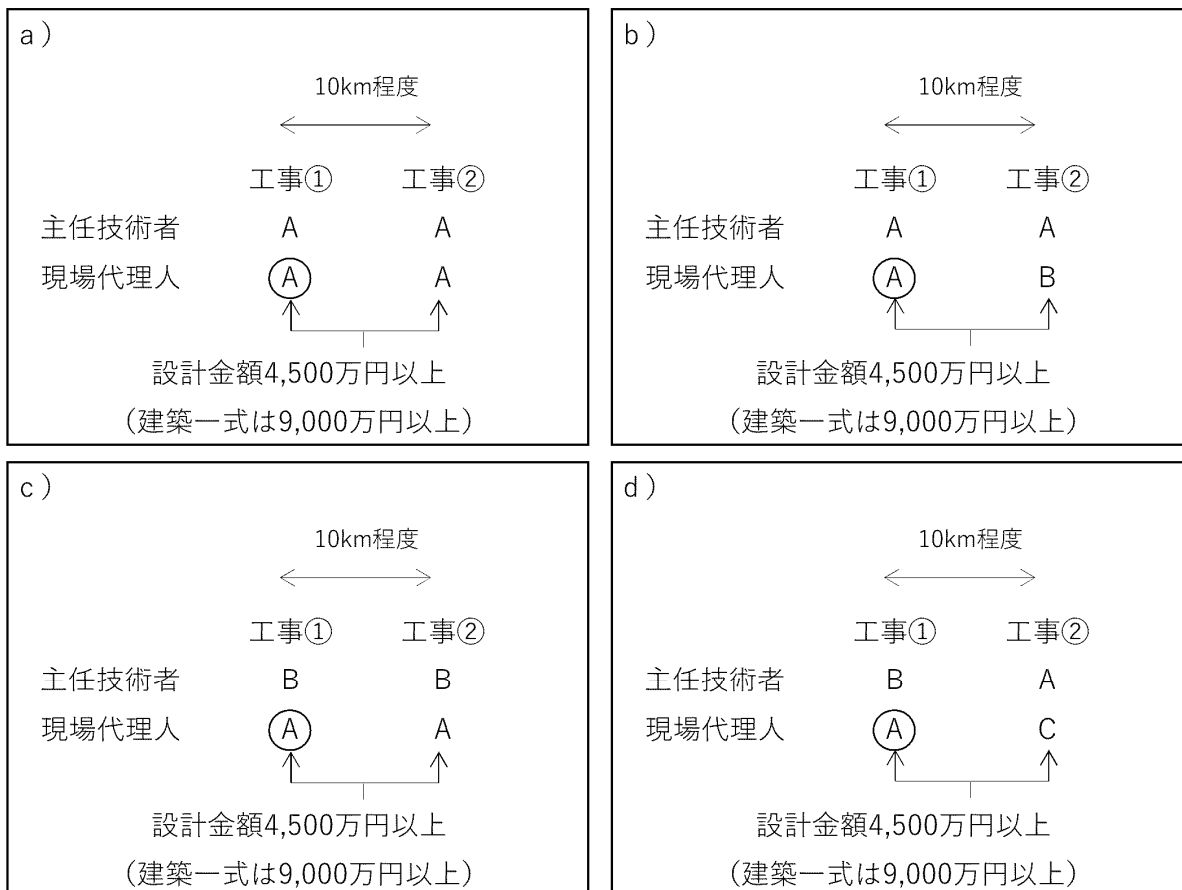
※現場代理人Ⓐの兼務できる要件を示しています。

2 (1) 個別要件

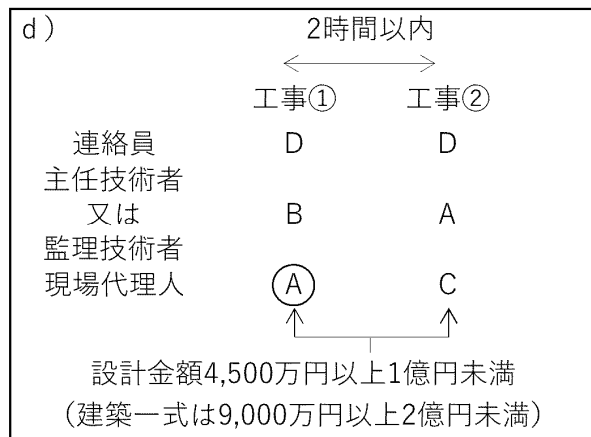
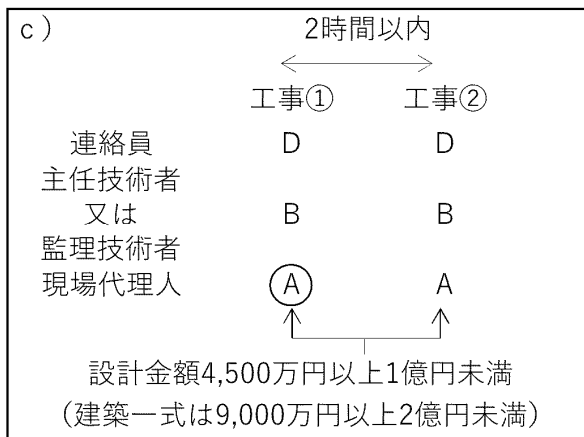
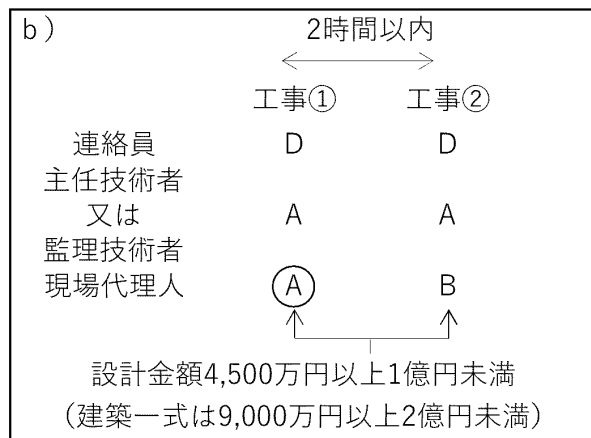
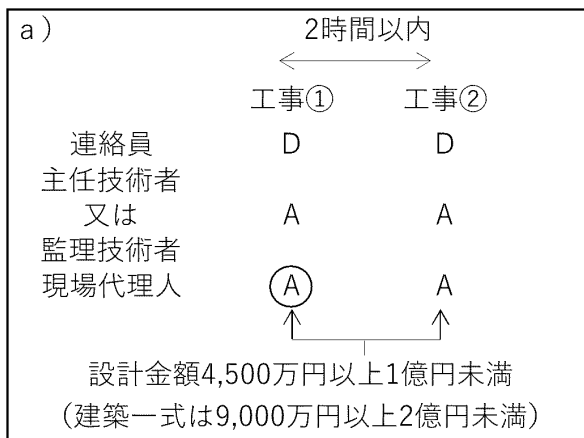
ア 密接な関係にある2以上の工事を同一の場所又は近接した場所で施工する場合



イ 建設業法施行令第27条第2項で主任技術者の兼務が認められる工事契約である場合



ウ 運用マニュアルにおける「三 監理技術者等の工事現場における専任（２）主任技術者又は監理技術者の専任配置の特例①」に規定する専任特例 1号と同等の要件を満たす場合



エ 以下の要件をいずれも満たす場合

(ア) 兼務する工事が2件以内で、いずれも工事現場が市内であること。

(イ) それぞれの契約金額が4,500万円（建築一式工事は9,000万円）未満であること。

